

ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

H30. 12月号

VOL. 079

いつもお世話になります。

今年の冬は、太平洋高気圧が日本列島に近づき12月の最高気温を各地で更新するなど冬の到来が遅かったですが、いよいよ寒くなってきました。

寒ブリ、蟹、おでんが美味しい季節の到来です。今年最後のちよこつと通信です。

今月もよろしくお願い致します。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

(スタンリー・ボールドウィン
イギリスの首相)

人間志を立アるのに
遅すぎるといふ
ことはなひ

一念の差

ほとんどすべての人間は

「もうこれ以上アイデアを考えるのは不可能だ」

というところまで行き着き、
そこでやる気をなくしてしまう。

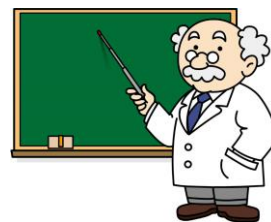
そこでやめるか、

「いよいよこれからだ」と立ち上がるか、
このわずかな「一念」の差が、

人生の大きな分かれ目にな

ってしまうのである。

エジソン



～元気手帳3より～

今月のいろいろ「掲示板」

【初級職員研修】

11月下旬にTKC初級職員研修「確申期実務研修（年末調整編）」の研修に新人二人で参加してきました。年末調整のことを漠然としか知りませんでしたが、源泉徴収の事や計算の仕方を勉強しこれからの実務に活かせるとても充実した時間になりました。



知っとこ！「税務のマメ知識」

❖ 金融機関等へのマイナンバー届出義務 ❖

マイナンバー（個人番号）の利用が開始された2016年1月よりも前（2015年12月31日以前）に証券口座等を開設又は投資信託等の取引を開始した者のうち、金融機関等へのマイナンバーの提供が済んでいない者については、2019年1月1日以後、最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける時まで、金融機関等へマイナンバーを提供する必要があります。

投資信託等の取引を含め、2015年12月31日以前から金融機関等との間で継続的な取引が行われているものに関しては、マイナンバーの告知について3年間の経過措置が設けられており、金融機関等はその間において、顧客からの告知を受けるまではマイナンバーを法定調書に記載することは求められていませんでした。しかし、その経過措置が2018年12月31日で終了します。

一部報道では、経過措置終了後（2019年1月1日以後）もマイナンバーを金融機関等に提出しなかった場合は、[所得税法224条](#)の規定上、金融機関等からの支払等ができないとの記載がありましたが、実際は、「無記名割引債」など一部の商品・取引等について、マイナンバーを記載した告知書の提出後でなければ支払を留保する旨を定めているのであって、すべての取引等の支払を禁じているわけではないといえます。

また、金融機関等に提出されたマイナンバーは法定調書への記載に利用されるのみで、番号の提出をもって、個人の口座残高等が税務署に通知されるわけではありません。

ちなみに、2015年12月31日以前に特定口座やNISA口座を開設している場合や、外国への送金等を行う場合にも経過措置の適用対象となっていました（一部の金融機関では、すでに海外送金時等にマイナンバーの提出を義務付け）が、こちらも同様に2018年末までにマイナンバーを提出する必要があります。

引用；週刊税務通信

事務所あれこれ日記

12月初旬、これからの繁忙期を迎える前の決起集会を兼ねてランチ会をしました。12月の年末調整から確定申告までみんなで頑張ろうと気合が入りました。業務に邁進していきたいです。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話：058-260-4310

FAX：058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

